

組合の機関の求めにより出頭した証人、関係人等の実費弁償に関する条例

平成27年2月20日条例第37号

最終改正：令和7年3月31日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、法律の規定に基づいて組合の機関の求めにより出頭した証人、関係人等（組合議会の開いた公聴会に参加した者を含む。以下「証人等」という。）の受ける実費弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(実費弁償)

第2条 証人等には、実費弁償として旅費を支給する。ただし、組合から給料又は報酬を受ける者が職務の関係で証人等となった場合には、これを支給しない。

2 前項の旅費については、職員の旅費に関する条例（令和7年条例第4号）の規定の例による。この場合において、証人等は、職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）第5条第1項に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるものとする。

3 第1項に規定するもののほか、証人等の要した経費は、その実費を弁償することができる。

(施行の細目)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日条例第4号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。